



情報ひろば



知っていますか? 障害者差別解消法

令和6年4月1日、改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

障害者差別解消法は、障がいを理由とする差別をなくし、障がいがある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現を目指した法律です。

国の行政機関・地方公共団体や民間事業者が、障がいのある人に対して、「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」をすることを規定しています。

合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、事業者と障がいのある人との間で対話を重ね、共に解決策を検討する「建設的対話」が重要です。

不当な差別的取扱い

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、場所や時間帯を制限したり、障がいのない人には付けない条件を付けたりすること。

例) 障がいのある方の入店を正当な理由なく断る行為や、介助者などの同伴をサービス提供の条件とする行為など。

合理的配慮の提供

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

例) 車椅子のまま着席できるスペースを確保する、弱視の方に太いペン・大きな文字で筆談を行う、など。

問い合わせ
相談窓口

社会福祉課 障がい福祉係
☎ 22-2263 FAX 22-2260
人権課
☎ 22-2229 FAX 22-2247

指定管理者募集

次の施設について、指定管理者の候補者を次のとおり募集します。

募集施設 鴨島図書館、日本フネン市民プラザ
指定管理期間 令和8年4月1日～
令和10年3月31日(2年間)

応募資格 事業所所在地の制限なし

募集施設 鴨島公民館および鴨島老人福祉センター
指定管理期間 令和8年4月1日～
令和10年3月31日(2年間)

応募資格 吉野川市内に事業所を置く法人または団体

募集施設 文化研修センター、高越弓道場
指定管理期間 令和8年4月1日～
令和11年3月31日(3年間)

応募資格 吉野川市内に事業所を置く法人または団体
募集期間 9月10日(水)～30日(火)

応募方法 募集要項に定める応募書類を提出
※募集要項は、生涯学習課(東館3階)および市ホームページで入手できます。

問い合わせ

生涯学習課
☎ 22-2271 FAX 22-2270

人権フェスティバルのご案内

と き 10月19日(日)
午前11時～午後3時45分

と ころ 日本フネン市民プラザ

参加費 無料

※車で来られる方は、参加者同士でできるだけ乗り合わせてお越しください。
詳細は、ホームページをご覧ください。



市ホームページ
二次元コード



問い合わせ
申し込み

人権課
☎ 22-2229 FAX 22-2247
Eメール jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

犬や猫の避妊・去勢手術に助成制度があります

応募要領

対 象 本市に住民登録があり、犬・猫を飼育している方。なお、犬については、飼い犬の登録と令和7年度(2025年度)の狂犬病予防接種を受けていること。

助 成 額 1頭 5,000円

申込方法 往復はがきにより、申し込みください。

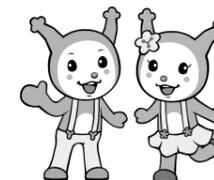
記載事項 飼い主の住所、氏名、電話番号、犬・猫の別、名前、年齢、性別、毛色。犬の場合は、犬の鑑札番号および狂犬病予防注射済票番号。返信用はがきの宛名欄にも、申込者の住所、氏名、郵便番号を記入してください。

申込期間 10月1日(水)～31日(金)【必着】

申 込 先 〒770-8007 徳島市新浜本町二丁目3番6号
公益社団法人 徳島県獣医師会

手術実施期間 令和7年11月15日(土)～令和8年1月20日(火)

助成方法 当選の返信はがき(助成金認定書)を受け取った方は、事前に必ず指定動物病院に問い合わせの上、手術を受けてください。費用は、本来の手術料金から5,000円を差し引いた金額をお支払いください。なお、手術手数料は病院によって異なります。



注 意



- 動物病院に連絡をせずに直接動物を持ち込んだ場合、手術をお断りする場合があります。
- 獣医師が犬や猫の健康上不適当と判断した場合は、手術を実施しないことがあります。
- 手術を受けるときは、返信はがき(助成金認定書)を持参してください。
- 手術完了時に、飼い主の確認欄に押印が必要ですので、病院へ行く際には必ず印鑑を持参してください。

●問い合わせ (公社)徳島県獣医師会
☎088-663-6607 FAX088-663-6608
環境企画課 ☎22-2230 FAX22-2247

